

○若手研究者の研究スペースの確保等に関する要項

(平成18年11月7日要項第582号)

改正 平成26年3月27日要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三重大学における施設の有効活用に関する規程第6条の規定により活用する全学共有スペースにおいて、本学の若手研究者に対し安全で効果的に教育研究に専念できる教育研究環境を確保し、自立性と活躍の機会を与えることを目的とした研究スペースの確保等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「若手研究者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 助教
- (2) ポストドクター
- (3) 博士課程(博士後期課程)の学生
- (4) その他学長が認める者

(全学共用スペースの使用)

第3条 若手研究者の全学共用スペースの使用については、三重大学全学共用スペース使用内規(以下「内規」という。)第2条から第9条までの規定を適用する。ただし、運営に要する経費に関しては、許可を受けた若手研究者が所属する使用責任部局等が負担する。

(庶務)

第4条 若手研究者の研究スペースの確保等に係る庶務は、施設部施設企画チームにおいて処理する。

附 則

この要項は、平成18年11月7日から実施する。

附 則(平成26年3月27日要項)

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

注釈

本来は第建てのところ、本システム上は条建てでの表示となっている。